

尼崎市教育委員会 5月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成30年5月28日 午後4時9分～午後4時48分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	濱田 英世
	委員	仲島 正教
	委員	磯田 雅司
	委員	徳山 育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	白畑 優
教育次長	西野 信幸
事務局参与	能島 裕介
管理部長	尾田 勝重
施設担当部長	橋本 謙二
学校運営部長	梅山 耕一郎
学校教育部長	平山 直樹
教育総合センター所長	西川 嘉彦
社会教育部長	牧 直宏
企画管理課長	高木 健司
学校教育課長	高橋 利浩
社会教育課長	久山 修司

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第27号 平成31年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 平成29年度社会教育委員会議の協議経過とまとめについて

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時9分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 これより尼崎市教育委員会5月定例会を開催いたします。

本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。
高木 企画管理課長。

企画管理課長 4月臨時会及び4月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。4月臨時会及び4月定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
次に、日程第2の「議事」について「議案第27号 平成31年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。高橋学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長でございます。それでは、「議案第27号 平成31年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」について審議をお願いいたします。今年度の採択に関するポイントとしては、中学校において「特別の教科 道徳」の教科用図書を新たに選定し、採択することでございます。始めに、説明資料をご覧ください。基本方針のご審議に先立ちまして、資料①～⑧をご説明いたします。説明資料の1ページをご覧ください。1の教科用図書採択の仕組みを説明させていただきます。教科用図書採択の仕組みと関係法令の一部を抜粋して載せております。なお仕組みについては、昨年度と変わりはありません。次に、右上にある2の採択周期をご覧ください。基本的には、4年周期で教科書の見直しを行っております。特に、表の1番上にある小学校の教科用図書につきましては、平成30年度採択替になっておりますが、平成29年度検定において、新たな申請がなかったことに加え、学習指導要領の改訂に伴い、平成31年度の1年間のみの使用となることから、これまでの使用実績を踏まえつつ、前回の平成26年度採択における調査研究の内容等を活用して、調査審議をいたします。その下にある中学校の教科用図書は、今年度、「特別の教科 道徳」の採択を行います。続いて、3の平成31年度教科用図書採択までの流れをご覧ください。本日の教育委員会定例会で、採択に関する基本方針を審議していただき、それに基づいて、教科用図書選定委員会を6月4日から7月2日の間に開催し、教科用図書の調査審議をいたします。その後、選定委員会から提出された報告書・申請書と、教科用図書の見本等を、事前にご覧いただき、7月23日の教育委員会定例会で採択していただきたいと考えております。2ページ以降は、それぞれ資料をつけております。後ほどご覧ください。それでは、基本方針を説明いたします。議案第27号、別紙16ページをご覧ください。「平成31年度使用尼崎市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針」をご覧ください。基本方針の最初の3行につきましては、教科用図書の採択における基本的な理念を記載しております。特に、あまがさきの教育における基本方針を踏まえ、尼崎の子どもたちの成長を促す教科書を、公正に採択するものであります。次の1から6には、採択についての基本的な考え方等を書いております。5の採択する教科用図書以外は、昨年度と変更ありません。では、今年度採択すべき教科用図書についてご説明します。5をご覧ください。(1)を読み上げます。(1)小学校用教科用図書につきましては、「特別の教科 道徳」以外の教科用図書について新た

に採択を行うこと。なお、「特別の教科 道徳」以外の教科については、平成30年3月30日付け29初教科第47号「平成31年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」及び、平成29年10月24日付け事務連絡「平成31年度使用小学校用教科書の採択について」に基づき、平成25年度検定合格図書の中から、採択を行う。今の点につきまして、補足いたしますと、小学校においては、「特別の教科 道徳」以外の教科用図書が、本年度、新たに採択を行う年にあたります。しかしながら、先ほども申しましたとおり、学習指導要領が変わるため、本年度に採択する教科用図書は、平成31年度の1年間のみの使用となります。そこで、これまでの使用実績を踏まえ、前回の採択における調査研究の内容等を参考にして、現在の教科用図書を継続して使用することに差し支えないか、調査審議いたします。なお、昨年度、採択した「特別の教科 道徳」の教科用図書については、引き続き、同一のものを採択することになります。別紙17ページをご覧ください。続きまして、(2)を読み上げます。(2) 中学校用教科用図書につきましては、「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択を行う。「特別の教科 道徳」以外の教科については、平成30年度使用義務教育諸学校用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならない。これも、補足いたしますと、中学校については、平成31年度から「道徳」が教科として実施されるため、新たに道徳の教科用図書を採択します。なお、道徳以外の教科については、平成27年度に採択した検定済教科用図書を継続して使用する期間のため、今年度と同じ教科用図書を引き続き、採択することになります。また、(3)の特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級において使用する、学校教育法附則9条の規定による「一般図書」については、児童生徒の実態に応じて毎年度採択替えを行う必要があり、個々の児童生徒の学習に適した図書を選定し、その報告に基づき、教育委員会で採択することになっております。昨年度からの変更は、(1)の小学校の教科書の採択替えと、(2)の中学校の道徳の教科用図書を選定すること。6は、採択の評価項目となっております。次に、18ページをご覧ください。こちらは尼崎市立高等学校及び尼崎養護学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針となっております。昨年度と変わりございません。以上で、教科用図書採択の方針についての説明を終わらせていただきます。冒頭にも申し上げましたが、今年度の採択に関するポイントとしては、中学校において「特別の教科 道徳」の教科用図書を新たに選定し、採択することでございます。よろしく願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 資料1ページの採択周期ですが、小学校が平成32年度、中学校が平成33年度から新しい学習指導要領に基づき新たに採択されるのか。

学校教育課長 そのとおりです。

徳山委員 小学校であれば平成32年度から平成34年度までに3年間その教科書を使い、その後次の4年間の教科書の採択替の作業になるのか。

学校教育課長 今年度に新学習指導要領の教科書が出てきますのでそれを平成31年度採択し、実際に使用するのは平成32年度から平成35年度までの4年間になります。本来は今年採択替えの年になりますが、昨年度検定済み教科書の新たな申請がなかったため、平成25年度からの検定済みの教科書が今年審議されることになります。平成31年度は新学習指導要領に向けた本格的な採択替えになります。

磯田委員 採択の評価項目だが、配列や表現のところで「適切である」、「配慮がある」と記載されているが、教科書の採択の時には、具体的な文言を評価の解説に入れてもらいたい。その方が採択の評価をし易い。

濱田委員 資料1ページの「3 平成31年度 教科用図書採択までの流れ」について、6月4日に第1回教科用図書選定委員会があるというこの流れは、中学校の教科書の流れでいいのか。

学校教育課長 中学校の道徳だけではなくすべての教科の流れになります。

仲島委員 去年の小学校の道徳の採択にも教科書が重いついていたが、中学校はもっと重くなるのではないか。小学校の道徳の採択時には、教科書会社8社の中で、説明が丁寧な内容の教科書と、そうでない教科書と全国的に人気が両極端に分れたと聞いたが、道徳は誘導的であつたらいけないと思うので、丁寧過ぎる内容のものはいけないと思う。去年の小学校の道徳の教科書を採択する時には丁寧過ぎるものは外したが、中学校がどうなるのか心配である。道徳は考え議論するものなので、読みもの教材が多い教科書は良くないと思う。中学校の道徳の教科書を決める時にも安易に決めずに、尼崎市の子どもたちがどうなってほしいのか先生たちが考えることが大切で先生にとっても勉強になるので、ぜひとも丁寧過ぎない教科書を採択してもらいたい。去年の小学校の教科用図書選定委員会と、今年の中学校の教科用図書選定委員会の委員のメンバーが全く違うのはいけないと思う。去年の小学校と今年の中学校の選定の方針が全然違う方向に行かないようにしてもらいたい。

徳山委員 今年の選定委員会のメンバーは去年と違うのか。

学校教育課長 学識経験者が3名、大学の関係者が2名、小中学校の代表から各1名の合計2名、教員から2名、教育委員会から1名の10名で構成され、メンバーも新たに選び直すことになります。

松本教育長 採択に関するメンバーは、対外的には公表できないということでもいいのか。

学校教育課長 そのとおりです。

松本教育長 教育委員会にはメンバーが決まった段階で報告をお願いします。

学校教育課長 またご報告します。

徳山委員 道徳の授業は担任の先生がするのか。

学校教育課長 基本的には担任になりますが、ローテーション形式で副担任も入れて学年全体で見
ることもあると考えております。

松本教育長 補足ですが、小学校については担任が全教科教えますが、中学校の場合、教科とい
うのは専門の先生がおり、教科書があり、評価をされます。また、教科以外にはホー
ムルーム活動など特別活動と呼ばれるものがあります。もともと道徳は教科ではなか
ったので、教科にしようということになった時に、専門の先生が評価するというこ
とが道徳に馴染むのかどうかと議論になり、教科と教科以外の間の特別の教科になりま
した。道徳については教科書はあるのですが、評価については総合的な評価になりま
した。

磯田委員 意見としてだが、昨今自尊心の向上について取り上げられることが多いと思うが、
教科書の中で尼崎市出身などの身近な人を取り上げることで、尼崎市の子どもたちの
自尊心が高まる内容になるかと思うので、人物を取り上げる時にはその辺りを配慮し
てもらいたい。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第 2
7号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第 27号」は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第 3 の「協議・報告事項」に移ります。「平成 29 年度社会教育委員会議
の協議経過とまとめについて」を議題とします。説明を求めます。久山社会教育課長。

社会教育課長 社会教育課長でございます。平成 29 年度社会教育委員会議の協議経過とまとめ、
19 ページについてご報告いたします。協議経過については、20 ページ目「1 協議
経過」をご覧ください。会議につきましては 8 回開催いたしました。各回の主な事項に
つきましては表右欄に記載のとおりでございます。次に、主な協議内容でございます
が、まず、第 2 回、第 3 回の「総合計画に係る社会教育関連施策と今後の取組につい
て」につきましては、尼崎市総合計画において、4 つのありたいまちの姿を掲げ、そ
の実現に向け 20 の施策が設けられており、それぞれの施策において、市民・事業者・
行政が取り組む方向性が示されております。その中の、社会教育関連施策「02 生涯
学習」及び「17 地域の歴史」について、市民意識や目標指標の達成度合いを把握し、
その取組の成果や課題、進捗度などを点検・確認することを目的として作成している

「施策評価表」をもとに、市民・事業者それぞれの立場からどのような取組や関わりができるのか、協議を行いました。詳細については、21ページ「2(1)イ 主な協議内容とまとめ」をご精読ください。次に、22ページの「(2) 自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)について」につきましましては、平成29年10月23日の教育委員会定例会において、市長部局より、公民館を含む地区施設における機能強化や人材育成等が盛り込まれた取組方針として「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)素案」が提案されました。この方針について教育委員会から市長に意見を申し出るにあたり、教育委員会より社会教育委員会議へ「地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について」諮問があり、これを受けて、計4回協議を行い、協議の結果を答申としてまとめ、平成30年1月22日に教育委員会へ提出いたしました。答申については23ページ別紙のとおりでございます。次に22ページ「(3) まとめ」といたしまして、平成30年度は、『地域学校協働本部設置の推進において、多様な関係者の理解と協力を得て、持続可能な活動となるよう努めるとともに、社会教育において引き続き人権教育を行うこと』『図書館、公民館においては子どもだけで参加できる事業の増加に取り組むこと』『公民館においては尼崎市特有の地域課題を扱う講座や、多様な地域人材を活用したキャリア教育の実施・拡大に努めること』『学校のグラウンドを活用し、地域のスポーツの拠点の1つとなるようルールづくりを検討するとともに、地区体育館の利用増加に取り組むこと』『地域資源を地域の人々が大切にできるような仕組みづくりと分かりやすいPRに努めるとともに、新しい学習指導要領に沿った学社連携事業を検討すること』の5点を教育委員会事務局に求めています。報告は以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 来年度以降、社会教育委員会議の年間を通じての方針、中間報告、最終報告をしてもらいたい。

濱田委員 自治のまちづくり審議会のメンバーと、公民館運営審議会の今後についてまた教えてもらいたい。中間報告もぜひしてもらいたい。

社会教育課長 新たな審議会については教育委員会も入り庁内で調整中です。一定の方向性が見えたら、教育委員会にもご説明があると聞いております。社会教育委員会議との関係性については、今後整理をしていき、随時ご報告していきます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。総務関係につきましましてはご清覧のとおりでございます。学校教育関係につきましましては、5月9日中学校弁当事業者選定委委員会が行われ、募

集要項や選定基準等について協議されております。、5月17日学びと育ち研究シンポジウムが開催され定員100名のところ申込は200名超えとのことでした。社会教育関係につきましてはご清覧のとおりでございます。6月の主要行事予定表につきましては、6月5日から6月市議会定例会が開催され、6月13日は文教委員会があり、尼崎養護学校の設置及び管理の条例が審議されます。同時刻には経済環境委員会で生涯学習プラザの廃止条例が審議されます。

松本教育長 報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会5月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会5月定例会の議事の全部を終了したので、午後4時48分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会5月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。